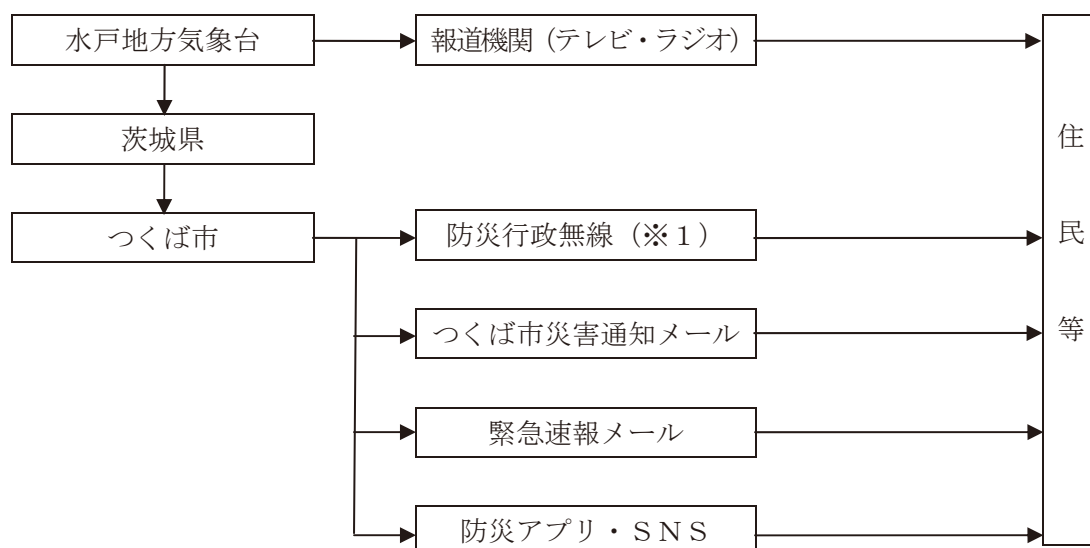


第3編 災害応急対策

資料-16 市民への情報伝達経路

1. 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、各機関から下図のような経路で伝達される。

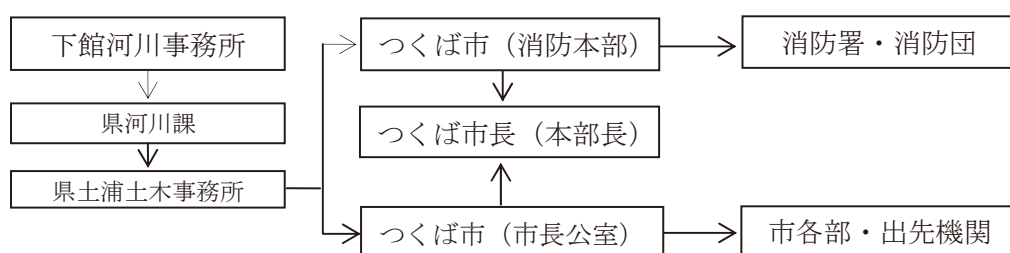


（※1）防災行政無線は、Jアラート受信後、防災行政無線で対象地区に放送される。

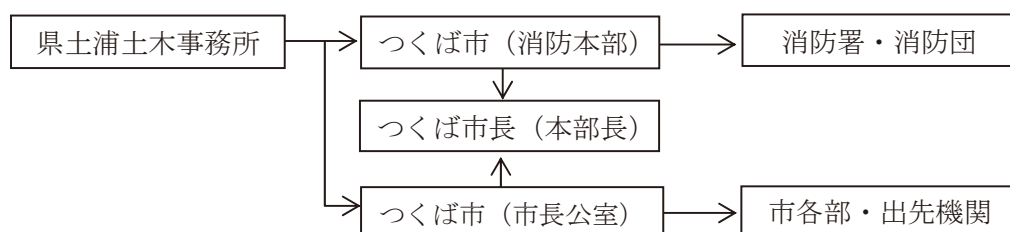
2. 水防警報

小貝川、桜川の水防警報が発表された場合、市長公室はその旨を市長（本部長）に伝達し、市長の水防活動についての指示を水防関係者に伝達する。

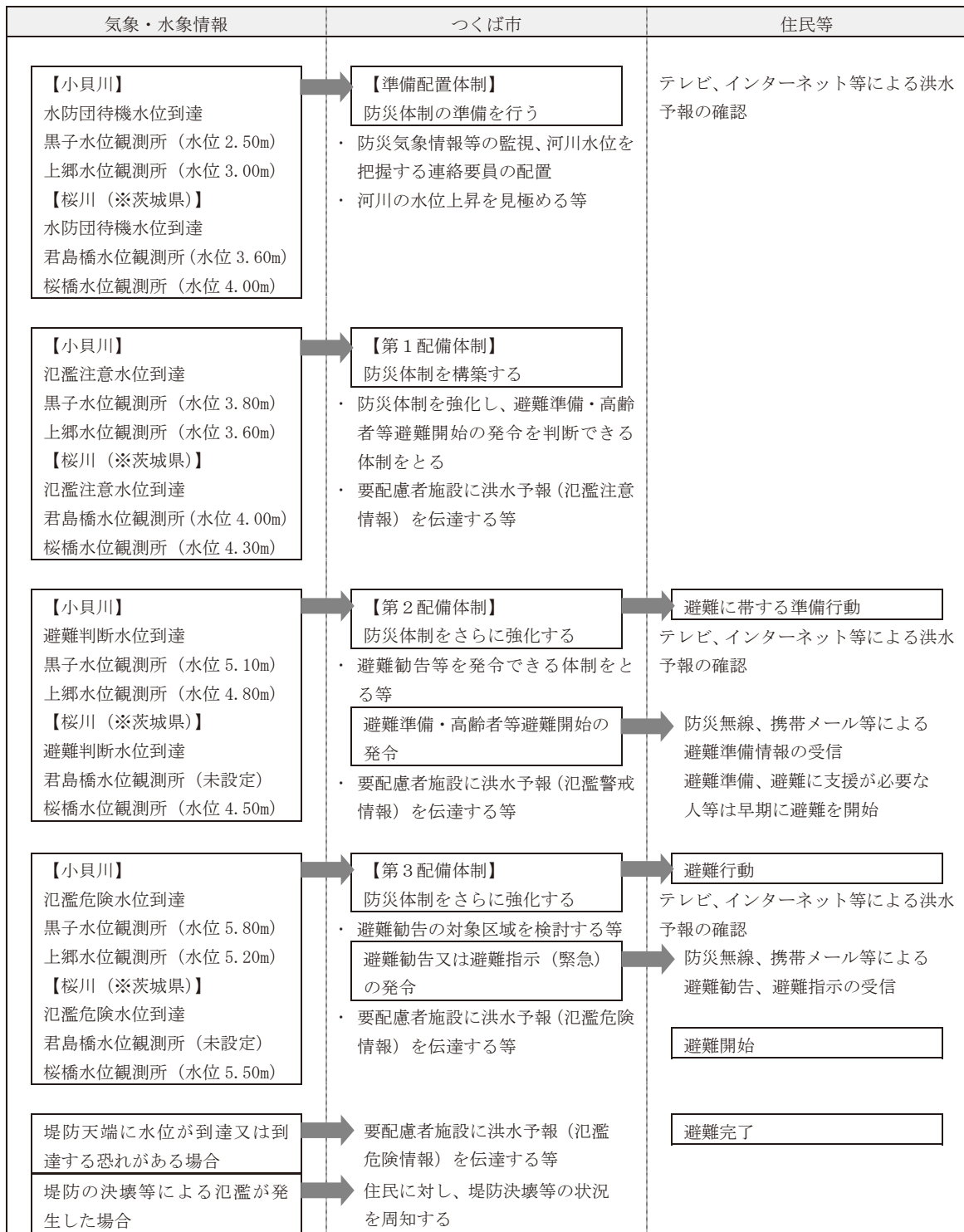
（小貝川水防警報）



（桜川水防警報）



台風による洪水を対象とした小貝川・桜川におけるつくば市の避難勧告発令等に着目した
タイムライン（防災行動計画）（平成 29 年 10 月版）（抜粋）>



資料-17 避難勧告・指示(緊急)等の実施者及び内容

指示権者	区分	要件、指示等の内容	根拠法令等
市長	避難準備・高齢者等避難開始	災害により人的被害の発生のおそれがあり、避難行動要支援者等、特に避難行動（避難支援者は支援行動、その他は避難準備）に時間を要する者が、避難行動を開始する必要があると認められるとき、避難準備情報を提供	災害対策基本法 第56条
	避難勧告 避難指示（緊急）	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは避難のための立退きを勧告する。また、危険の切迫度及び避難の状況等により、急を要すると認めるときは避難のための立退きを指示	災害対策基本法 第60条
警察官	避難指示（緊急）	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、避難のための立退きを指示	災害対策基本法 第61条
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要するとき。	警察官職務執行法 第4条
知事、その命を受けた職員又は水防管理者	避難指示（緊急）	洪水、津波又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるとき、立退くべきことを指示	水防法 第29条
知事又はその命を受けた吏員	避難指示（緊急）	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、立退くべきことを指示	地すべり等防止法 第25条
自衛官	避難指示（緊急）	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、警察官職務執行法を準用	自衛隊法 第94条

※「避難準備・高齢者等避難開始」

その地域の住民を拘束するものではないが、住民がその主旨を尊重することを期待して、避難のための準備等を勧め又は促す行為である。避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まったときに行う。

「避難勧告」

その対象地域の住民等に対し避難を拘束するものではないが、住民がその勧告を尊重することを期待して避難の立退きを勧め、又は促すものである。

「避難指示（緊急）」

避難の危険が切迫している場合に発し、勧告よりも拘束力が強く、住民等を立ち退かせるものである。

資料-18 交通規制の実施責任者別の対応内容及び根拠法

災害時における規制の種別及び根拠は、おおむね次による。なお、道路管理者と警察関係機関は、密接な連絡をとり、適切な処置が執られるよう配慮する。

1. 被災地域における交通規制

実施責任者	範囲	根拠法
道路管理者 (国土交通大臣・ 知事・市長)	災害時において道路施設の破損等により、交通の危険を防止するため、必要がある場合、その通行を禁止し、又は制限（重量制限を含む）するものとする。	道路法 第46条
公安委員会	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認めるときは、歩行者又は車両等の通行の禁止・その他の道路における交通の規制を行う。	道路交通法 第4条第1項
	災害応急対策に従事する者、又は必要な物資の緊急通行確保のため、必要があると認められるときは、緊急輸送に従事する車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。	災害対策基本法 第76条
警察署長	道路交通法第4条第1項により、公安委員会が行う規制のうち、適用期間の短いものについて交通規制を行う。	道路交通法 第5条第1項
警察官	車両等の通行が著しく停滞し、道路が混雑するおそれがある場合において、その混雑緩和のためやむを得ない場合は、必要な限度において通行の禁止・制限等を行う。	道路交通法 第6条第2項
	道路の損壊、火災の発生等により交通の危険が生ずるおそれがある場合において、道路における危険を防止するため緊急の必要があるときは、必要な限度において一時的な通行の禁止・制限を行う。	道路交通法 第6条第4項

2. 通行禁止区域等における措置

実施責任者	範囲	根拠法
警察官	通行禁止区域内において緊急車両の通行妨害となる車両その他の物件の移動等の措置を命ずることができる。 措置命令に従わないとき又は相手が現場にいないとき、やむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。	災害対策基本法 第76条の3 第3項、第4項
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官、 消防吏員	警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、基本法第76条の3第1項、第2項に定められた職務を行うことができる。	災害対策基本法 第76条の3 第3項、第4項
市長	災害発生時において、必要と認めるときは、警戒区域を設定し、立入の制限・禁止・又は退去を命ずる等により応急的な規制を行う。	災害対策基本法 第63条

資料-19 指定緊急避難場所

No	施設・場所名	所在地	備考
1	さくら運動公園	つくば市金田 1603	
2	荃崎運動公園	つくば市下岩崎 2160-10	
3	大池公園	つくば市北条 1477-1	
4	川口公園	つくば市上郷 3190	※洪水・内水氾濫時は 利用不可
5	研究学園駅前公園	つくば市学園南 2-1	
6	筑波北部公園	つくば市北原 1	
7	(株)鹿島アントラーズ FC つくばアカデミーセンター	つくば市みどりの中央 51 番地 1	

資料-20 指定避難所

No.	施設名	所在地	災害種別		耐震化
			土砂災害	洪水・ 内水氾濫	
1	大曽根小学校	つくば市大曽根2917	○	○	○
2	前野小学校	つくば市前野1367	○	○	○
3	要小学校	つくば市要449-1	○	○	○
4	吉沼小学校	つくば市吉沼1010	○	○	○
5	大穂中学校	つくば市篠崎475	○	○	○
6	沼崎小学校	つくば市沼崎1650	○	○	○
7	今鹿島小学校	つくば市今鹿島1762	○	○	○
8	上郷小学校	つくば市上郷2499	○	○	○
9	豊里中学校	つくば市高野1213	○	○	○
10	学園の森義務教育学校	つくば市学園の森2-15-1	○	○	○
11	谷田部小学校	つくば市谷田部2938	○	○	○
12	谷田部南小学校	つくば市境田191-1	○	○	○
13	みどりの学園義務教育学校	つくばしみどりの中央12-1	○	○	○
14	真瀬小学校	つくば市真瀬2103	○	○	○
15	島名小学校	つくば市島名537-1	○	○	○
16	葛城小学校	つくば市荻間689	○	○	○
17	春日学園義務教育学校	つくば市春日2-47	○	○	○
18	柳橋小学校	つくば市柳橋360	○	○	○
19	小野川小学校	つくば市館野731	○	○	○
20	手代木南小学校	つくば市松代4-24	○	○	○
21	二の宮小学校	つくば市二の宮4-11	○	○	○
22	松代小学校	つくば市松代3-3-1	○	○	○
23	東小学校	つくば市東2-24	○	○	○
24	谷田部中学校	つくば市谷田部6100	○	○	○
25	高山中学校	つくば市下河原崎503	○	○	○
26	手代木中学校	つくば市松代5-10	○	○	○
27	谷田部東中学校	つくば市東2-25-1	○	○	○
28	栄小学校	つくば市金田54	○	×	○
29	九重小学校	つくば市上ノ室2126	○	○	○
30	桜南小学校	つくば市大角豆789-1	○	○	○
31	栗原小学校	つくば市栗原2018	○	×	○
32	竹園東小学校	つくば市竹園3-13	○	○	○

No.	施設名	所在地	災害種別		耐震化
			土砂災害	洪水・ 内水氾濫	
33	並木小学校	つくば市並木2-12	○	○	○
34	吾妻小学校	つくば市吾妻2-16	○	○	○
35	竹園西小学校	つくば市竹園2-19-3	○	○	○
36	桜中学校	つくば市金田1500	○	○	○
37	竹園東中学校	つくば市竹園3-11	○	○	○
38	並木中学校	つくば市並木3-8	○	○	○
39	吾妻中学校	つくば市天久保1-9-1	○	○	○
40	(旧) 田水山小学校	つくば市水守620	○	○	○
41	(旧) 田井小学校	つくば市神郡1200	○	○	○
42	(旧) 北条小学校	つくば市北条1077	○	○	×
43	(旧) 小田小学校	つくば市小田3107	○	○	×
44	(旧) 山口小学校	つくば市山口913	○	○	○
45	総合教育研究所	つくば市大形1333-1	○	○	○
46	(旧) 作岡小学校	つくば市作谷1833	○	○	×
47	(旧) 菅間小学校	つくば市中菅間877	○	×	○
48	(旧) 筑波西中学校	つくば市作谷578-2	○	○	○
49	(旧) 筑波東中学校	つくば市北条4160	○	○	○
50	秀峰筑波義務教育学校	つくば市北条5073	○	×	○
51	茎崎第一小学校	つくば市高崎2290	○	○	○
52	茎崎第二小学校	つくば市上岩崎1076	○	○	○
53	茎崎第三小学校	つくば市小茎798-1	×	○	○
54	茎崎中学校	つくば市小茎450	○	○	○
55	高崎中学校	つくば市高崎1730	○	○	○
56	大穂交流センター	つくば市筑穂1-10-4	○	○	○
57	豊里交流センター	つくば市高野1197-20	○	○	○
58	谷田部交流センター	つくば市谷田部4774-18	○	○	○
59	松代交流センター	つくば市松代4-16-3	○	○	○
60	二の宮交流センター	つくば市二の宮4-6-2	○	○	○
61	春日交流センター	つくば市春日2-36-1	○	○	○
62	島名交流センター	つくば市島名784-30	○	○	○
63	桜交流センター	つくば市松塚1036-2	○	×	○
64	小野川交流センター	つくば市館野477-1	○	○	○

No.	施設名	所在地	災害種別		耐震化
			土砂災害	洪水・ 内水氾濫	
65	竹園交流センター	つくば市竹園3-19-2	○	○	○
66	並木交流センター	つくば市並木4-2-1	○	○	○
67	広岡交流センター	つくば市下広岡410-167	○	○	○
68	吾妻交流センター	つくば市吾妻1-10-1	○	○	○
69	茎崎交流センター	つくば市小茎318	○	○	○
70	筑波交流センター	つくば市北条5060	○	×	○
71	市民研修センター	つくば市北条1477-1	○	○	○
72	市民ホールつくばね	つくば市北条5060	○	×	○
73	働く婦人の家	つくば市沼田40-2	○	○	○
74	教育相談センター	つくば市沼田40-2	○	○	○
75	桜老人福祉センター	つくば市栗原2470	×	○	○
76	千勝神社	つくば市泊崎173	○	○	○
77	つくばカピオ	つくば市竹園1-10-1	○	○	○
78	つくばイノベーションプラザ	つくば市吾妻1-10-1	○	○	○
79	(株)常陽銀行 常陽つくばビル	つくば市吾妻1-14-2	○	○	○
80	(株)筑波銀行 つくば本部ビル	つくば市竹園1-7	○	○	○
81	(株)鹿島アントラーズFC つくばアカデミーセンター	つくば市みどりの中央51-1	○	○	○
82	つくば市谷田部農業協同組合	つくば市谷田部2074-1	○	○	○
83	つくば市役所コミュニティ棟	つくば市研究学園1-1-1	○	○	○
84	吉沼交流センター	つくば市吉沼790	○	○	○
85	栗原交流センター	つくば市栗原5386-2	○	×	○
86	福祉避難所	つくば市玉取2100 ほか23箇所	—	—	—
109	県立つくば特別支援学校【児童・生徒】 ほか23箇所				

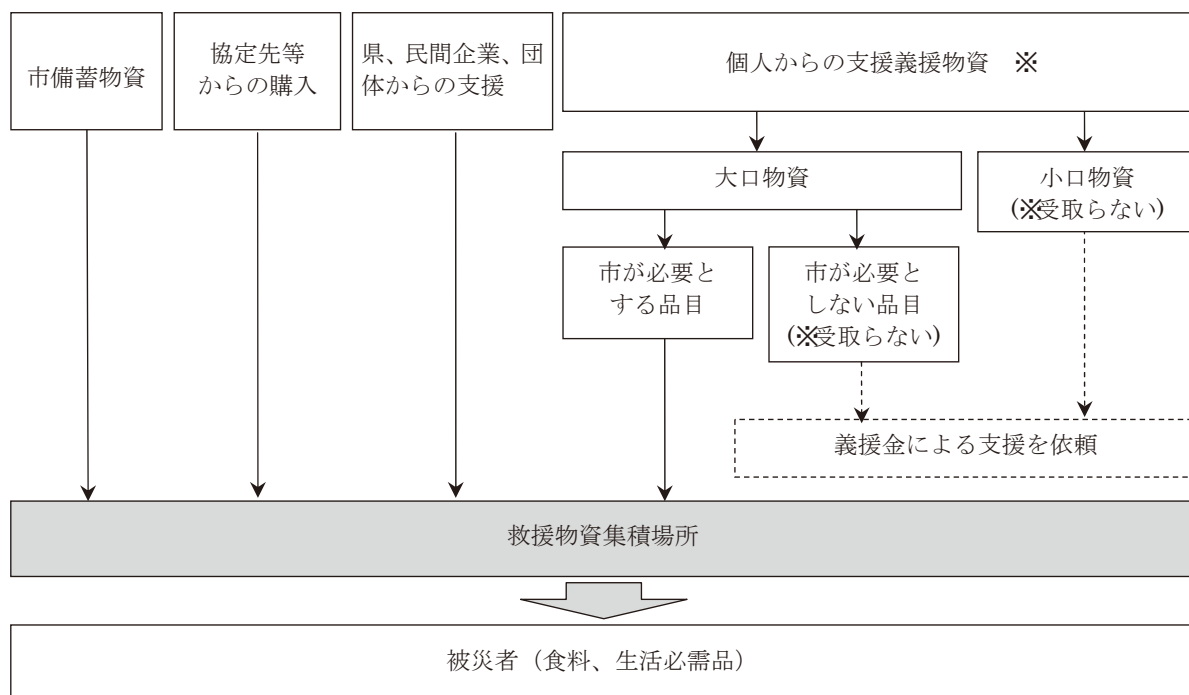
資料-21 救援物資集積場所

地区救援物資供給・運搬給水拠点 ※避難所設置の場合

地区	施設名	所在地
大穂地区	大曾根小学校	つくば市大曾根 2917
	前野小学校	つくば市前野 1367
	要小学校	つくば市要 449-1
	吉沼小学校	つくば市吉沼 1010
	大穂中学校	つくば市篠崎 475
豊里地区	沼崎小学校	つくば市沼崎 1650
	今鹿島小学校	つくば市今鹿島 1762
	上郷小学校	つくば市上郷 2499
	豊里中学校	つくば市高野 1213
谷田部地区	谷田部小学校	つくば市谷田部 2938
	谷田部南小学校	つくば市境田 191-1
	真瀬小学校	つくば市真瀬 2103
	島名小学校	つくば市島名 537-1
	葛城小学校	つくば市荻間 689
	柳橋小学校	つくば市柳橋 360
	小野川小学校	つくば市館野 731
	手代木南小学校	つくば市松代 4-24
	二の宮小学校	つくば市二の宮 4-11
	松代小学校	つくば市松代 3-3-1
	東小学校	つくば市東 2-24
	谷田部中学校	つくば市谷田部 6100
	高山中学校	つくば市下河原崎 503
	手代木中学校	つくば市松代 5-10
	谷田部東中学校	つくば市東 2-25-1
	春日学園義務教育学校	つくば市春日 2-47
	学園の森義務教育学校	つくば市学園の森 2-15-1
	みどりの学園義務教育学校	つくば市みどりの中央 12-1

地区	施 設 名	所 在 地
桜地区	栄小学校	つくば市金田 54
	九重小学校	つくば市上ノ室 2126
	桜南小学校	つくば市大角豆 789-1
	栗原小学校	つくば市栗原 2018
	竹園東小学校	つくば市竹園 3-13
	並木小学校	つくば市並木 2-12
	吾妻小学校	つくば市吾妻 2-16
	竹園西小学校	つくば市竹園 2-19-3
	桜中学校	つくば市金田 1500
	竹園東中学校	つくば市竹園 3-11
	並木中学校	つくば市並木 3-8
	吾妻中学校	つくば市天久保 1-9-1
筑波地区	旧田水山小学校	つくば市水守 620
	旧田井小学校	つくば市神郡 1200
	旧北条小学校	つくば市北条 1077
	旧小田小学校	つくば市小田 3107
	旧山口小学校	つくば市山口 913
	旧作岡小学校	つくば市作谷 1833
	旧菅間小学校	つくば市中菅間 877
	旧筑波西中学校	つくば市作谷 578-2
	旧筑波東中学校	つくば市北条 4160
	総合教育研究所	つくば市大形 1333-1
	秀峰筑波義務教育学校	つくば市北条 5073
茎崎地区	茎崎第一小学校	つくば市高崎 2290
	茎崎第二小学校	つくば市上岩崎 1076
	茎崎第三小学校	つくば市小茎 798-1
	茎崎中学校	つくば市小茎 450
	高崎中学校	つくば市高崎 1730

資料-22 応急物資等の調達方法イメージ



※個人から送られてくる支援物資は仕分け作業等に相当の労力が割かれてしまうため、基本的には受け取らないこととする。

資料-23 活動拠点設置予定施設

(地区における主な活動拠点設置予定施設)

地区	区分	施設の名称
大穂地区	現地連絡所 ※設置の必要がある場合	大穂窓口センター 大穂中学校
	災害ボランティアセンター	大穂保健センター
	地区救援物資供給・運搬給水拠点 ※避難所開設の場合	大曾根小学校 前野小学校 要小学校 吉沼小学校 大穂中学校
	医療救護所	大穂保健センター
	遺体安置所	大穂体育館
豊里地区	現地連絡所 ※設置の必要がある場合	豊里窓口センター 豊里中学校
	災害ボランティアセンター	豊里保健センター
	地区救援物資供給・運搬給水拠点 ※避難所開設の場合	沼崎小学校 今鹿島小学校 上郷小学校 豊里中学校
	遺体安置所	豊里勤労者体育センター

地区	区分	施設の名称
谷田部地区	現地連絡所 ※設置の必要がある場合	谷田部窓口センター 谷田部中学校 高山中学校 手代木中学校 谷田部東中学校
	災害ボランティアセンター	谷田部保健センター
	地区救援物資供給・運搬給水拠点 ※避難所開設の場合	谷田部小学校 谷田部南小学校 真瀬小学校 島名小学校 葛城小学校 柳橋小学校 小野川小学校 手代木南小学校 二の宮小学校 松代小学校 東小学校 谷田部中学校 高山中学校 手代木中学校 谷田部東中学校 春日学園義務教育学校 学園の森義務教育学校 みどりの学園義務教育学校
	医療救護所	谷田部保健センター 手代木中学校
	遺体安置所	谷田部総合体育館

地区	区分	施設の名称
桜地区	現地連絡所 ※設置の必要がある場合	桜窓口センター 桜中学校 竹園東中学校 並木中学校 吾妻中学校
	災害ボランティアセンター	桜保健センター
	地区救援物資供給・運搬給水拠点 ※避難所開設の場合	栄小学校 九重小学校 桜南小学校 栗原小学校 竹園東小学校 並木小学校 吾妻小学校 竹園西小学校 桜中学校 竹園東中学校 並木中学校 吾妻中学校
	医療救護所	桜保健センター 並木中学校
	遺体安置所	桜総合体育館

地区	区分	施設の名称
筑波地区	現地連絡所 ※設置の必要がある場合	桜窓口センター
	災害ボランティアセンター	筑波保健センター
	地区救援物資供給・運搬給水拠点 ※避難所開設の場合	旧田水山小学校 旧田井小学校 旧北条小学校 旧小田小学校 旧山口小学校 旧作岡小学校 旧菅間小学校 旧筑波西中学校 旧筑波東中学校 総合教育研究所 秀峰筑波義務教育学校
	遺体安置所	筑波総合体育館
茎崎地区	現地連絡所 ※設置の必要がある場合	茎崎窓口センター 茎崎中学校 高崎中学校
	災害ボランティアセンター	茎崎保健センター
	救援物資集積場所	茎崎第一小学校 茎崎第二小学校 茎崎第三小学校 茎崎中学校 高崎中学校

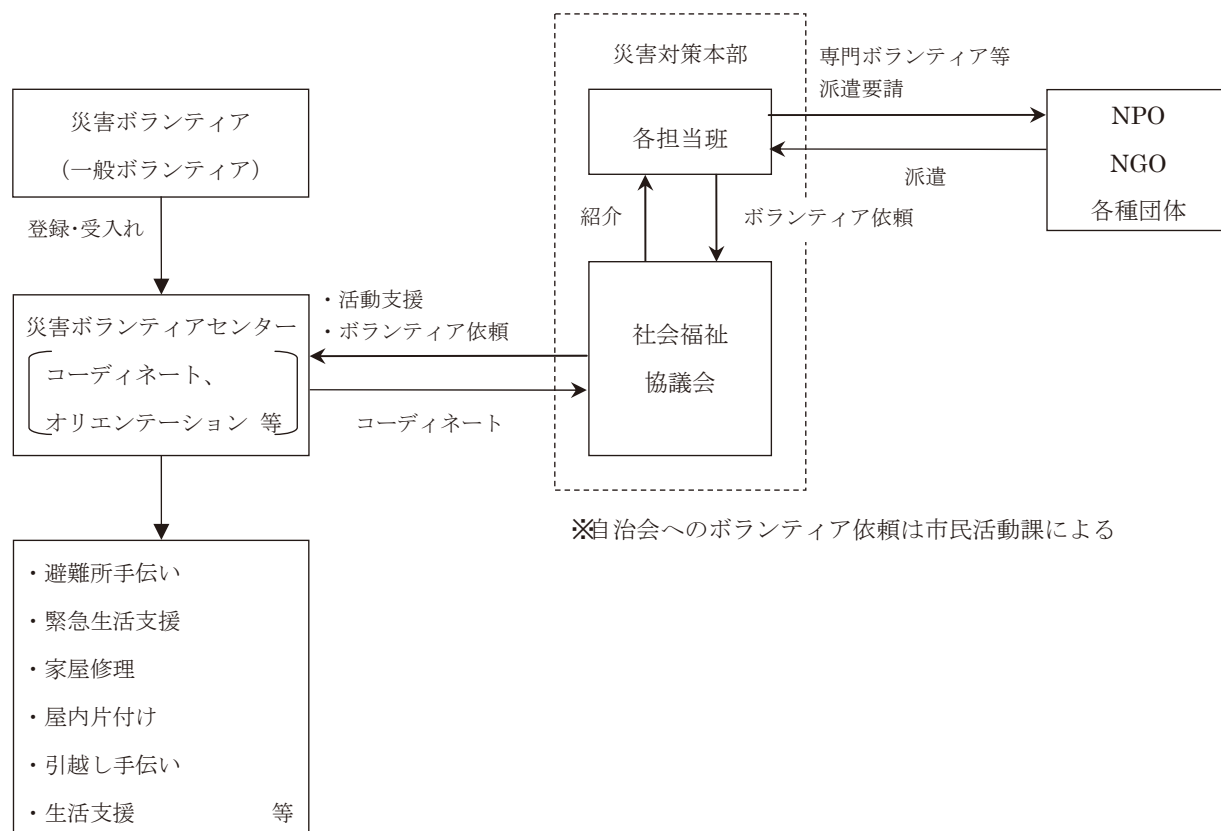
(その他の活動拠点設置予定施設)

地区	区分	施設の名称
その他	可燃ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設 有価物処理施設、し尿処理施設	サステナスクエア管理所
	し尿処理場	サステナスクエア南分所
	遺体火葬場	つくばメモリアルホール
	遺骨一時保管所	桜歴史民俗資料館 市民ホールやたべ 谷田部保健センター 桜保健センター 大穂保健センター 筑波保健センター 豊里保健センター 荃崎保健センター

資料-24 災害ボランティア活動支援体制

市社会福祉協議会を運営主体として、ボランティア活動の中心となる災害ボランティアセンターを設置し、次の活動等を行う。

- 被災者ニーズの把握、市からの情報収集
- ボランティア活動の決定及びボランティアの割り振り
- ボランティア活動用資機材、物資等の確保
- ボランティアの受付
- ボランティア連絡会議の開催
- 市災害対策本部との連絡調整
- ボランティア活動のための地図及び在宅要援護者のデータ作成・提供
- ボランティア支援本部（県社会福祉協議会）へのボランティアの応援要請
- その他被災者の生活支援に必要な活動



資料-25 災害ボランティアの区分

災害ボランティアの区分	要請方法
専門ボランティア	救急・救助、医療、介護等の専門ボランティアの派遣については、各部から要請する。
海外からのボランティア	海外からのボランティアの受入れについては、県、国と協議の上、災害対策本部でその対応を協議する。
防災エキスパート	活用方法を災害対策本部で検討
一般ボランティア ・ 災害情報、生活情報等の収集、伝達 ・ 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動 ・ 救援物資、資機材の配分、輸送 ・ 軽易な応急・復旧作業	被災者からの要請は、社会福祉協議会に依頼する。 行政からのボランティア要請は、保健福祉部に要請する。要請を受けた保健福祉部は、社会福祉協議会に依頼する。